

## 《 都市計画法第 5 3 条申請について 》

高崎市都市整備部都市計画課

都市計画施設等の区域内に建築物を建築（新築又は増築等）される場合は、都市計画法 5 3 条の規定により、市長の許可が必要となります。下記に従って書類を作成し、許可申請を行ってください。

- ◎申請書類 ・ 下記提出書類、図面を添付してください。（A 4 版サイズ）
- ◎提出部数 ・ 都市計画道路の場合 …… 正本 1 部
- ・ 都市計画道路以外の区域の場合 …… 正本、副本 1 部ずつ  
（土地区画整理事業区域や都市計画公園等）

### ◎ 提出書類

1	許可申請書（別記様式第 10）	必要事項及び連絡先を記入 ※令和 3 年 1 月 1 日より許可申請書の押印欄が廃止されました	
2	都市計画図	1/20,000 カラー印刷、申請場所を明示	2・3 は都市計画参考図で代用可能 ※マップ de たかさきの都市計画情報の印刷も可
3	白図	1/2,500 白黒印刷、申請場所を明示	
4	建物配置図	1/500 以上：都市計画施設（道路等）の区域線を記入	
5	建物平面図	1/200 以上：建築面積、延床面積の計算式を表示	
6	建物断面図	1/200 以上：2 面以上	
7	建物立面図	1/200 以上：2 面以上	
8	その他特に必要と認めるもの	※申請者本人以外の方が申請する場合、委任状が必要	

- ・ 配置図に記入する都市計画施設（道路等）の区域線は、都市計画決定図書（1/2,500 等）からの転写に伴う誤差等を考慮し、都市計画施設（道路等）の区域の**外側へ 1.0m 余裕を加味した線**を記入してください。なお、市都市計画課の窓口等でお伝えしている区域線は、すでに 1.0m 余裕を加味しております。
- ・ 申請後の標準処理期間は 7 日間です。

### ◎ 提出先（お問い合わせ先）

高崎市役所都市計画課計画担当（市庁舎 1 1 階 TEL 0 2 7 - 3 2 1 - 1 2 6 9）